

## 平成22年度地域医療再生計画について

### 1 趣 旨

都道府県単位（三次医療圏）の広域医療圏における医療提供体制に係る課題を解決するための施策についての計画（地域医療再生計画）を作成するとともに、国の平成22年度補正予算で確保された地域医療再生臨時特例交付金を、平成21年度に造成した地域医療再生基金（50億円）に積み増し、これらの施策を実施する。

### 2 計画フレーム

#### (1) 計画期間

平成23年度～平成25年度

#### (2) 予算総額

2,100億円（15億円×52地域、加算額1,320億円）

#### (3) 対象及び基準額

三次医療圏の医療課題を解決するための施策についての計画を作成

1 事業	2 基準額
(1) 都道府県全域（三次医療圏）を対象とした医療課題の解決に必要な事業であって、地域医療再生計画で定めるもの	15億円
(2) 都道府県全域（三次医療圏）を対象とした医療課題の解決に必要な事業のうち、医療機関の統合再編を伴う整備など(1)の基準額を超える事業費を要する事業であって、地域医療再生計画で定めるもの	120億円の範囲内で(1)の基準額を超える額

#### (4) 計画の評価

厚生労働省に設置する有識者会議において、「必要性」「効率性」「有効性」等の視点から都道府県が提出する計画（案）に対する事前評価を行い、その結果を踏まえて厚生労働省において加算額を決定

### 3 県の方針

#### (1) 平成23年度当初予算計上額（地域医療再生基金への積み増し額）

80億円（病院の統合再編を計画に含まない場合の申請上限額）

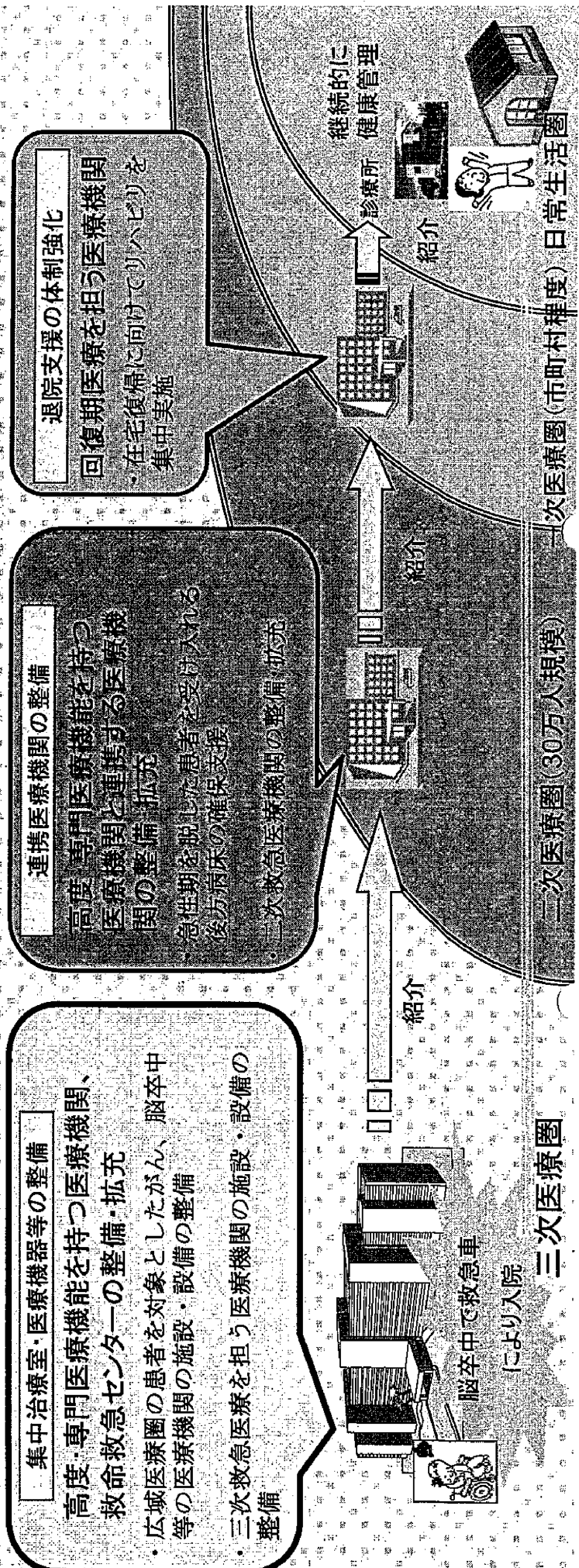
#### (2) 計画提出までのスケジュール

1/28	厚生労働省から「地域医療再生計画作成指針」の通知
2/18～3/3	医療関係団体、市町、県民からの意見募集
3/8	医療審議会（意見募集結果等の報告）
3/中旬～4/中旬	地域医療再生計画（案）の検討
4/中旬～下旬	医療審議会地域医療対策部会（計画（案）の決定） 医療審議会（計画（案）の報告）
5/16	地域医療再生計画（案）の厚生労働省への提出期限

## 事業概要

- ◎ 都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を支援
- 対象地域 三次医療圏
- 対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定
- 計画期間 平成25年度までの4年間
- 予算総額 2,100億円 (15億円×52地域、加算額 1,320億円)
- ※52地域のうち新成長戦略に資する高度・専門医療機能を担う医療機関の建替え・増改築などを伴う大規模事業のケースに加算
- 計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

## 3次医療圏から1次医療圏にわたる地域の診療機能強化の例



# 地域医療再生計画のスケジュール (予定)

平成22年 平成23年

12月	1月～4月	5月	6月	7月	8月
<p>再生計画に関する説明会開催(本省)</p> <p>地域医療再生計画に係る交付要綱等の発出</p>	<p>相談対応(随時)</p>	<p>有識者会議委員へ計画の評価を依頼</p> <p>計画提出の最終期限 (5月16日)</p>		<p>有識者会議の開催</p> <p>都道府県への交付額の内示</p>	<p>都道府県への交付決定</p> <p>交付申請の確認</p> <p>再生計画の確定</p> <p>交付申請の手続き</p>
国					
					都道府県

## 地域医療再生臨時特例交付金の交付の条件

1. 平成25年度末までの年度計画を作成するとともに、各事業毎の責任者を明確化すること等により、計画を着実に実施していくことのできる体制を整えること。
2. 各種会議やパブリックコメントの募集などにより、民間医療機関関係者や医師会等地域の医療関係団体、地域住民等官民間問わず幅広く地域の医療関係者の意見を聴取し、その内容を計画に反映すること。その際、保健所は、医療機関相互の調整を行うなど、積極的な役割を果たすこととする。さらに、計画の達成状況の評価を行うに当たっても、同様に幅広い地域の医療関係者の意見を聴取するようにすること。
3. 高度・専門医療機関等と役割分担・連携する医療機関(以下、「連携医療機関」という。)を、民間医療機関を含め三次医療圏内で適正数指定することなどにより、急性期から亜急性期、回復期、維持期、そして在宅へと連なる切れ目のない医療提供体制を構築すること。また、院内感染を含む感染症対策の体制整備についても留意すること。その際には、必要に応じて医療計画の見直しを行うこと。
4. 高度・専門医療機関等と連携医療機関は、地域連携クリティカルパスの活用の推進や関係院長会議を設置するなど、連携をより強固なものとするための仕組みを講ずること。
5. 基金は、施設整備・設備整備のみに偏ることなく、医師等の不足となっている地域医療機関が医師等を受け入れるに当たっての環境整備など医師等の確保や人材育成のためにも活用するようにすること。その際には、平成22年度に実施した「必要医師数実態調査」などによる地域毎の医師の配置状況の情報を活用すること。
6. 平成22年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱4(2)の事業の場合は、上記に加え次の基準を満たしていること。
  - ①当該事業により整備・拡充等を行う高度・専門医療機関等と連携医療機関(以下、「整備対象医療機関」という。)には、医師事務作業補助員の導入等医師の負担軽減措置も併せて行うことなどを通じて、地域医療機関の医師不足を解消していくための役割も積極的に果たしていくことのできる体制を整備すること。
  - ②整備対象医療機関の間で診療情報、臨床評価に係る情報を収集・分析・情報共有する体制を整備することで、三次医療圏内の医療状況を定量的に評価し、医療の質を底上げするよう努めること。
  - ③基金を交付する施設整備・設備整備事業については、基金交付額に加え都道府県経費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい。
  - ④50億円を超える基金交付額を申請する事業の整備対象医療機関で、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関については、当該2億円以上の基金が交付される医療機関全体で原則として10%以上の病床削減を行うこと。  
(注)ただし、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関が病床非過剰地域である二次医療圏に所在する場合は、5%以上の病床削減とすること。なお、病床過剰地域及び病床非過剰地域それぞれに所在する病床削減対象医療機関全体の合計削減病床数の個々の医療機関への配分については、各都道府県が関係者との調整等を行い判断するものとする。
- ⑤80億円を超える基金交付額を申請する事業は、病院の統合再編を行うこと。